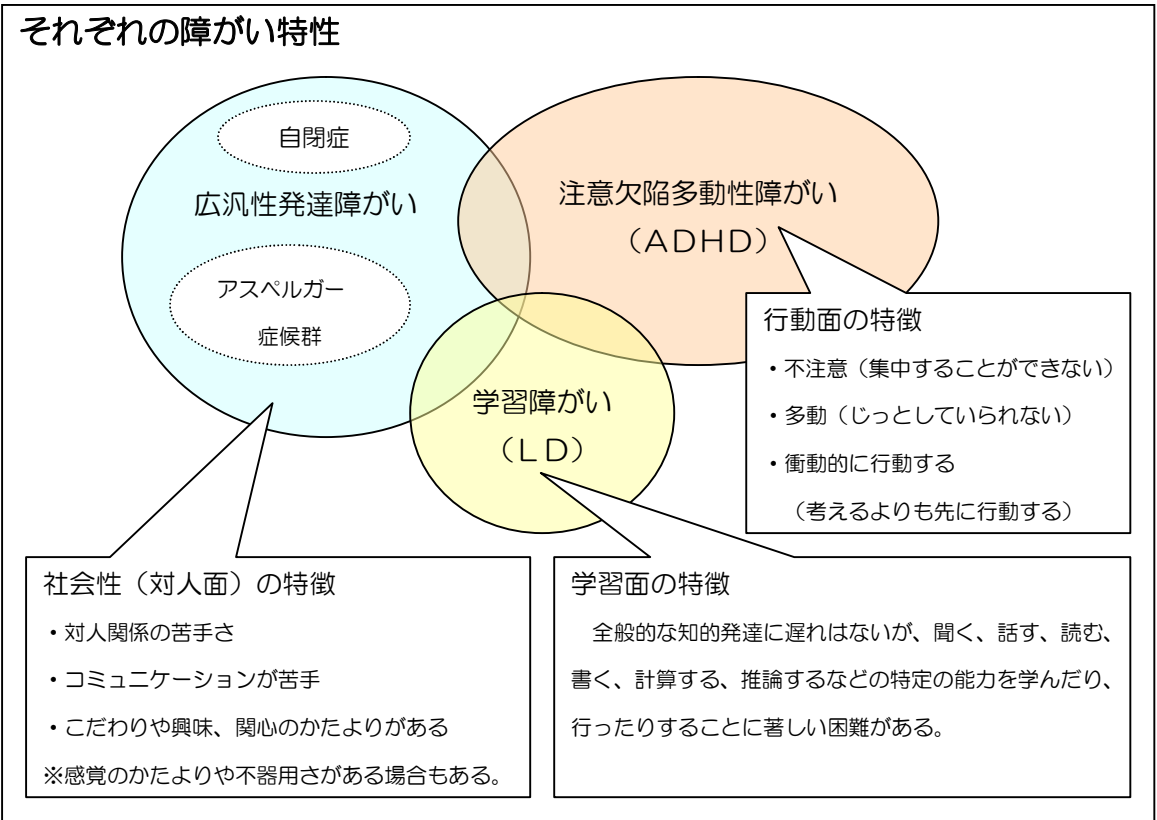


発達障がいの診断について

◎発達障がいとは？

「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの」と「発達障害者支援法」に定義されています。下の図のように、それぞれの障がいの特性は、少しずつ重なり合っている場合も多く、年齢や環境により目立つ症状がちがってくるので、診断された時期により、診断名が異なることもあります。専門機関で相談し、特性を理解した上で、その人にあった支援を受けていくことが大切です。診断の流れについては、次ページで紹介しています。



参考：厚生労働省 障害保健福祉部発行「発達障害の理解のために」

◎診断の目的・メリット

- 自分をよりよく知る**
⇒自分の得意なところ・苦手なところなどの特性を知るためのヒントになります。
- 自分の困り感を軽くする**
⇒つまりきや失敗の原因を知り、それを予防する方法や工夫を考えることができます。
- 必要な情報を知る**
⇒自分の特性に配慮した支援を受けべきかの情報を得ることができます。
- これらのことが、よりよい生活・就労へ向けた情報になります。

→次ページには、診断の流れ・・・

◎診断を受けるにはどうすればいいか？

- 発達障がいの診断は、精神科医が行います。診断までに複数回の受診が必要な場合があります。
- 発達障がいの専門の精神科医もいます。相談機関に相談するか、現在、通院している医療機関がある場合は主治医に相談してください。

流れ	内 容
①医療機関へ予約	電話での予約が必要です。 医療機関によっては直接窓口で受付をする場合もあります。
②初診（問診）	子どもの頃からの様子（生育歴）を聞かれることがあります。 ご家族（特に母親）の同行を求められる場合や後日聞き取りがある場合があります。
③心理検査・知能検査など	問診で得られた情報を基に、心理検査を受けます。 検査内容はさまざまですが、WAIS-Ⅲ（うえいす3）などの知能検査を受けます。 対人関係や行動面についてのチェックリストを使って聞き取りする場合があります。 ※医療機関によっては実施状況が異なります。
④継続受診 （問診・行動観察など）	診断名は精神科医が心理検査や問診での様子などを総合的に診た上で診断基準に基づき決定します。 最終的な診断名が決定するまでに、数回の受診が必要な場合があります。
⑤診断（医療情報の説明）	結果（情報提供書や診断書など）は、今後に活かすために、ご家族や支援者と一緒によく理解することが大切です。

発達障がいの診断ができる医療機関や、心理検査・知能検査を受けることができる機関の紹介は、
奈良県発達障害支援センター でああ〜（TEL：0742-62-7746）
に相談してください。

※発達障がいに関する情報は、「発達障害情報センター」ホームページに記載
(<http://www.rehab.go.jp/ddis/>)

◎自立支援医療（精神通院）

障害者自立支援法に基づく「自立支援医療（精神通院）」の利用により、精神疾患による通院治療を受けるときに、医療費の負担が軽減される場合があります。

- お住まいの市町村福祉担当課または、通院されている医療機関へご相談下さい。